

○第二種電気工事士が扱うことのできる電気工作物について

**○第2種電気工事士は、最大契約電力500kW未満の自家用電気工作物(※1)の工事を行うことができません。**

**※1 高圧受電(敷地内にキュービクルがある)している建物(中小ビル・大規模コンビニ)や一定の出力範囲内の自家発電設備等が、これに該当します。  
上記に該当する電気工作物においては、たとえ、低圧回路であっても、第2種電気工事士は、工事を行うことができません。**

- 〔 ・ 電気工事士法第3条第1項  
・ 罰則 同法第13条：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 〕

**○最大契約電力500kW未満の自家用電気工作物の電気工事を行う場合には、**

**①または②の条件を満たす必要があります。**

**① 認定電気工事従事者証の交付を受けている者**

(工事を行えるのは、低圧(600V以下)の屋内工事に限る)

・「認定電気工事従事者証」は、第2種電気工事士免状交付後、講習を受講(年2回実施。講習は1日間)することにより、実務経験がなくても、取得することができます。(その他の取得方法もございます)  
**施工できる電気工作物の範囲が広がりますので、取得をおすすめします。**



窓口：中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課  
TEL 06-6966-6052

**② 第1種電気工事士免状の交付を受けている者**

(ネオン設備、非常用発電装置等 特種電気工事除く)

電気工事業法及び電気工事士法における電気工作物と資格について			
電 気 工 作 物			
事業用電気工作物			一般用電気工作物
電気事業用電気工作物	自家用電気工作物		
電気事業者の発電所、変電所、送電線路、配電線路など ※電力会社分	最大契約電力500kW以上の需要設備等	最大契約電力500kW未満の需要設備等	一般住宅や小規模な店舗、事業所等の電圧 600V以下で受電する場所の配線や電気設備など
	ネオン設備	非常用予備発電装置	600V以下で使用する設備(電線路に係るものを除く)
電気工事業者法の規制対象外	特種電気工事資格者(ネオン)	特種電気工事資格者(非常用)	第一種電気工事士
			認定電気工事従事者
			第二種電気工事士
			電気工事業(自家用電気工作物)
			電気工事業(一般用電気工作物)
			電気工事業法および電気工事士法の規制範囲

※第二種電気工事士は、「黄色」で着色した設備については、施工できません。